様式第1号（第４条関係）

新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

年　　月　　日

（宛先）新座市長

私たちは、新座市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第４条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行います。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 届出者 |
| フリガナ |  |  |
| 氏　 　名（通称）※１ | （　　　　　　　　　　） | （　　　　　　　　　　） |
| 生年月日 |  年　　月　　日 |  年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |  |
| 電話番号 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ファミリーシップ対象者　※２ |
| フリガナ |  |  |
| 氏　 　名（通称）※１ | （　　　　　　　　　　） | （　　　　　　　　　　） |
| 生年月日 |  年　　月　　日 |  年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |  |

※１　通称は、使用を希望する方のみ記入してください。なお、通称の使用を希

望する場合は、当該通称を社会生活上使用していることが客観的に明らかであると確認できる資料の提出をお願いします。

※２　ファミリーシップ対象者がいる場合には、記載することができます。

※裏面も御記入ください。

届出に当たり、次に掲げる事項について　必ず二人で確認してください。

|  |
| --- |
| **確認事項**（内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。） |
| 関係性 | パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する者であること。⑴　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人（その一方又は双方が、性自認が戸籍上の性別と異なる場合又は性的指向が異性のみではない場合に限る。）の関係をいう。⑵　ファミリーシップ　パートナーシップを形成する二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを形成する二人の一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者をいう。）が家族として協力し合う関係をいう。 | □ |
| 年齢要件 | 双方が民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年(１８歳)に達していること。 | □ |
| 住所等要件 | 次のいずれかに該当すること。⑴　双方が市内に住所を有していること。⑵　一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日後３か月以内に市内への転入を予定していること。⑶　双方が届出の日後３か月以内に市内への転入を予定していること。 | □ |
| 近親者等の確認 | 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。 | □ |
| 配偶者等の有無 | 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。また、届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。 | □ |
| ファミリーシップの同意 | ファミリーシップ対象者に対し、本制度の趣旨を説明し、ファミリーシップの対象者とすることに同意を得ていること。※ファミリーシップ対象者がいる場合のみ | □ |
| 届出要件の確認のため、住所等の個人情報について、市が公簿等で確認することに同意します。 | □ |
| この制度は、法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。 | □ |

|  |
| --- |
| **遵守事項**（内容をご理解いただけた場合は「レ」を付してください。） |
| 証明書等の再交付 | 紛失、毀損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書を提出すること。また、受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を市長へ返還すること。 | □ |
| 届出内容の変更 | 届出内容に変更があったときは、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届を提出すること。 | □ |
| 証明書等の返還 | パートナーシップの解消、死亡、届出者の一方が受理証明書等の返還を希望、または届出要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）は、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、返還すること。 | □ |
| 証明書等の無効 | 次に掲げる場合で、市長が届出を無効としたときは、受理証明書等を返還しなければならないこと。⑴　パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がない場合。⑵　届出書その他提出書類等の内容に虚偽があった場合。⑶　届出の要件を満たしていない場合。⑷　その他不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明した場合。 | □ |